

1 君津市の概況

1 人口の動向

(1) 総人口と年少人口割合の推移

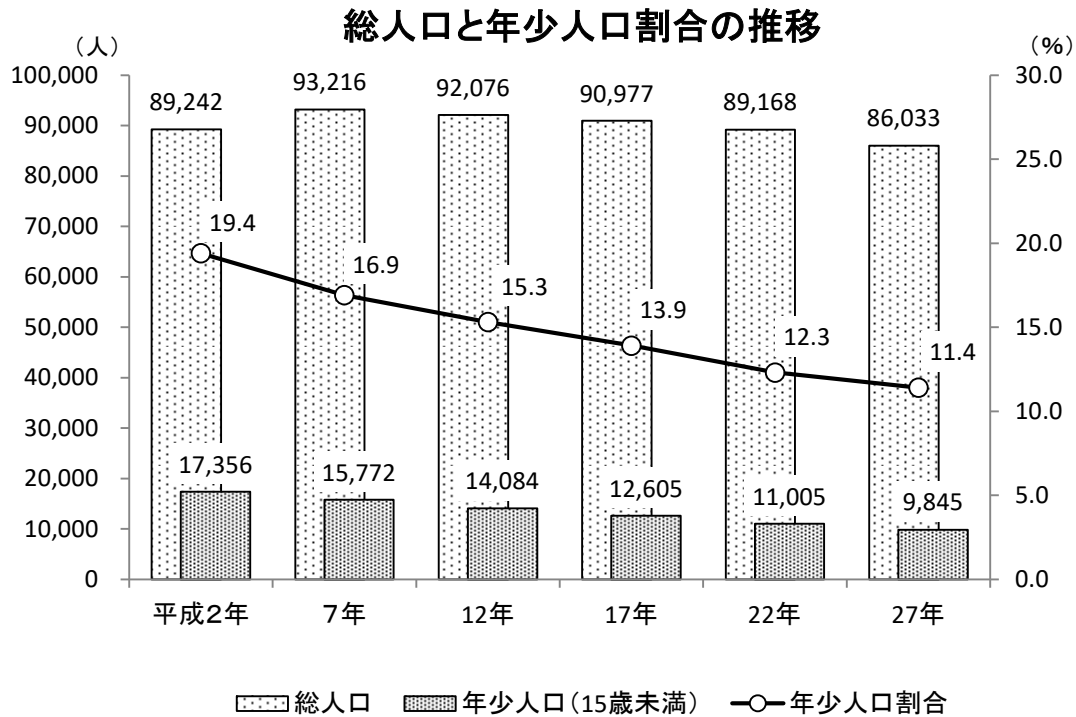
本市の総人口の推移についてみると、平成7年以降減少しており、平成7年では93,216人であったのに対して、平成27年では86,033人と20年間で7,183人が減少がみられます。

国の資料に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)推計準拠）によると、このまま対策を行わず人口が減少した場合、本市の総人口は、令和27年に58,798人となり、平成27年と比べて、27,235人が減少すると予測されます。

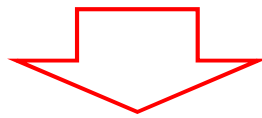
15歳未満の年少人口の推移についてみると、平成2年以降一貫して減少を続けており、平成2年が17,356人であったのに対して、平成27年では9,845人となっており、人口推計によると、令和27年には5,502人となり、平成27年と比べて、4,343人が減少されると予測されます。

また、総人口に占める年少人口の割合についても同様に低下を続けており、平成2年が19.4%であったのに対して、平成27年では11.4%となっており、人口推計によると、令和27年には9.4%になると予測されます。

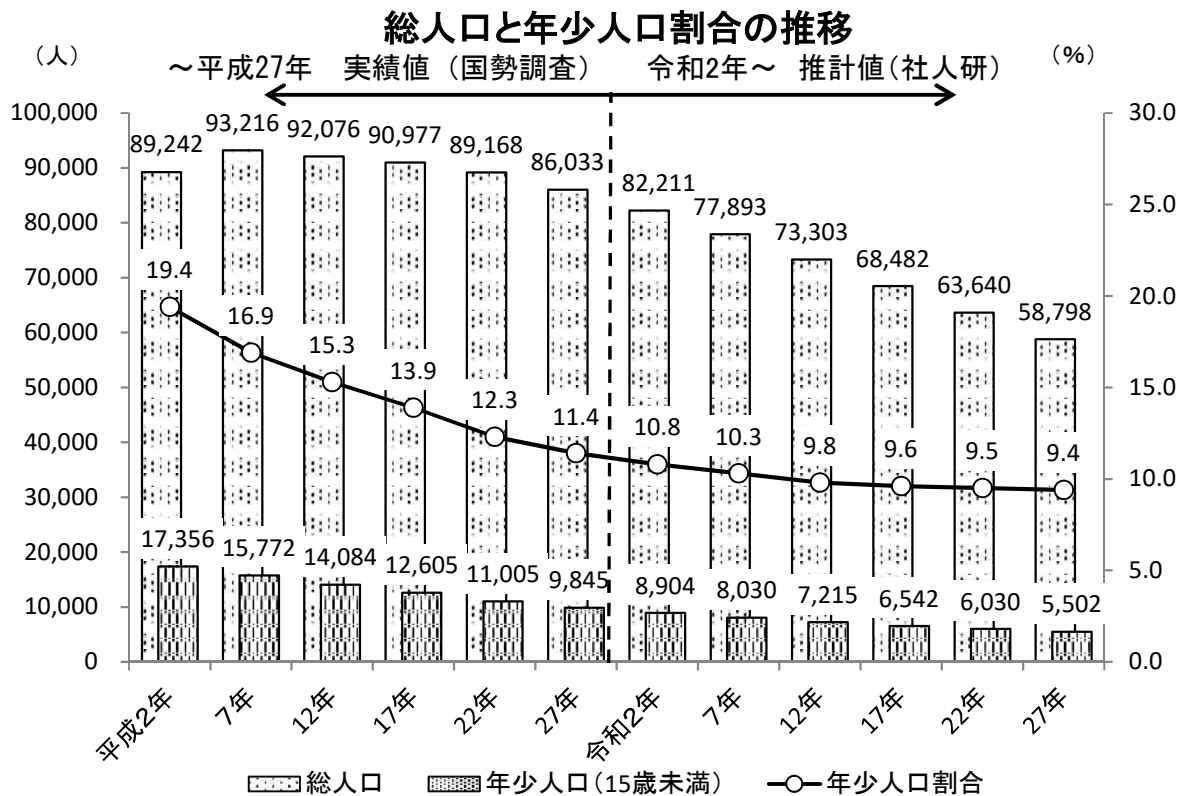
グラフ変更前



資料：国勢調査



グラフ変更後



資料：平成2年～平成27年は国勢調査、令和2年以降はまち・ひと・しごと創生本部提供資料に基づいた推計（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）

基本目標3

心身ともにたくましい子どもが育つまちづくり

子どもが社会や環境の変化に柔軟に対応して、自らの個性を十分に発揮し、たくましく生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶことの大切さを認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもの学ぶ力を高め、**自分自身や他者を思いやり**~~ゆ~~、**自らの意思で人生を切り拓いていくことができるような、優しさのある優しく強靱な人間性を**育むため、家庭、保育園、幼稚園、学校など地域が一体となって子どもの教育・保育環境の充実を図ります。

また、小学校入学後に放課後を安全で安心して過ごせる場所の確保が重要であり、子どもたちにとって多様な経験ができる機会をさらに充実させていきます。

基本目標4

子どもの安全を守り、安心できるまちづくり

子どもが健やかに過ごし、成長するために、交通事故や犯罪等のさまざまな被害から守る総合的な安全対策を進め、より安全で安心できるまちを目指します。

また、子どもへの虐待件数も増加傾向にあります。

早期発見、早期対応に努め、児童虐待の防止に向けて積極的に取り組みます。

そのためには福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。

〔 現状と課題 〕

教育・保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制を整備し、多様な保育ニーズに対応することが必要となります。

また、共働き世帯の増加などにより、0～2歳の低年齢児童の保育園への入園希望が増加傾向にあり、待機児童が発生しています。

今後も、就業・育児形態の多様化、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、子育てと仕事を両立するための保育ニーズはさらに増大することが予想されます。

そのため、多様化する保育ニーズに、柔軟かつ迅速に対応するため、民間活力を積極的に推進するとともに、地域の特性などに応じ、民間事業者との役割分担による保育環境整備を検討していき~~ます~~ます。

さらに、乳幼児期から学童期への橋渡しとして、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校が情報共有等の緊密な連携を図り、円滑な接続をすることで、より一層の教育・保育サービスの充実を図ります。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
5	施設型給付によるサービス提供 (認定こども園)	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する。 公立のこども園として、保育枠を維持しながら、幼稚園枠(様々な理由により、私立幼稚園等に入園できない子どもの受け皿としてのセーフティネット)を提供する。 また、私立幼稚園等関係機関と連携し、導入について協議する。	保健福祉部 子育て支援課
6	施設型給付によるサービス提供 (幼稚園)	幼児期にふさわしい生活・遊びを通して「生きる力」の基礎を育てる保育の充実に努め、家庭や地域と十分連携し、幼稚園としての機能を生かした子育て支援の充実に努める。	教育部 学校教育課
7	施設型給付によるサービス提供 (保育園)	保護者の労働または疾病等により、保育を必要とする場合に、保護者に代わり保育園での保育を行う。 保育サービスを充実させるため、施設や保育士の配置等の整備を行い、保育ニーズに対応する。 また、受け入れ体制の強化を図り、待機児童の解消を目指す。	保健福祉部 子育て支援課
8	保育園施設整備事業	多様化する保育ニーズに対応し、将来にわたって良質な保育の提供を安定的に行うため、公立保育園と民間保育園のバランスのとれた施設整備を推進するという視点で、保育環境整備の全体像を示し、各保育園の具体的な整備方法を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課

[現状と課題]

近年、共働きの家庭の増加傾向や、勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様な保育形態が求められています。

このような状況の中で、通常の保育に加え、休日の延長保育の受入れについて検討を行ってきました。

さらに、病児・病後児保育事業については、平成28年度より病後児保育に加え、新たに病児保育の実施を開始するなど、多様なニーズに対応できる環境づくりを進めました。

今後も公的保育施設と民間保育施設との緊密な連携を図り、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要です。

[具体的事業]

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
14	時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就労形態や家庭の事情等により、標準の保育時間(7時～18時まで)を超えて保育を必要とする子どもについて、平日7時から19時(1園のみ20時)までの12時間保育を実施している。また、現在5園で土曜延長保育を実施している。利用ニーズが高いことから、事業の継続及び拡大を検討する。	保健福祉部 子育て支援課
15	一時預かり保育事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等の通常保育では対象とならない場合に、保育園で一時的に保育を行う。 保育ニーズに対応するため、実施園の拡充を視野に入れた保育環境の整備を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
16	休日保育事業	日曜日・祝日に保育を行う事業。 子育てのあり方、雇用形態の多様化を踏まえて、実施園の拡充を視野に入れた保育環境の整備を検討していく。	保健福祉部 子育て支援課
17	病児・病後児保育事業	保育園や幼稚園、小学校に通う子どもが病気の回復期にあり、保育園等に預けることができない場合で、保護者の勤務の都合、傷病、出産などの理由により家庭での育児が困難な場合に、専用施設で一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援する。	保健福祉部 子育て支援課
18	ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援する。 保育園・放課後児童クラブ等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュなど、仕事と子育ての両立や育児疲れの解消等と地域コミュニティの向上を図る。 会員数の拡大に向けた啓発活動や、より利用しやすい体制整備を行う。	保健福祉部 子育て支援課 (こども家庭相談室)
19	子だから祝金給付事業	本市に1年以上住んでいる保護者に、第3子以降の出生に対して3万円の祝い金を支給する。 より効果的な、少子化対策や定住促進につながるよう、検討していく。	保健福祉部 子育て支援課

基本目標 4

子どもの安全を守り、安心できるまちづくり

施策目標

1

子どもの安全確保

〔 現状と課題 〕

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、市、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策、防犯対策等を推進することが必要です。

また、災害時に適切な対応ができるよう、子どもの防災意識を高めるとともに、防災訓練等への参加を促進していくことが重要ですが、現状として高齢者の参加が多く、親子で参加できるような講座開催の検討を行います。

〔 具体的事業 〕

No.	施策・事業名	事業内容	担当課
69	学校と地域の連携の取組強化	青少年健全育成連絡協議会や学校評議員制度・学校運営協議会等を活用し、学校と地域が連携し、情報の共有化を図り、PTAや学校警察連絡委員会を中心とした諸活動の支援を行う。	教育部 生涯学習文化課
		青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	教育部 学校教育課
70	防犯パトロールの推進	地区青少年健全育成連絡協議会等が夏休み等に自治会、防犯協会、青少年相談員等と連携して防犯パトロールを実施する。 青少年健全育成のため、地域で子どもたちを育てる活動を実施する。	教育部 生涯学習文化課
71	防災意識の啓発	自主防災会や自治会等主催の防災訓練や防災講座に自主的に参加する意識を高め、「自分の命は自分で守る」という「自助」と身近な地域での交流の中での「自分たちの町は自分たちで守る」という「共助」の意識を育み、防災意識の啓発を行う。 また、保育園、幼稚園、及び子育てサークル等の要請により、防災講座を実施し、参加している児童、園児、及びその保護者の防災意識の高揚を図る。	総務部 危機管理課
72	防災教育推進事業	児童・生徒自身で危険を予測、回避する力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を計画的・継続的に実施する。 また、教職員の資質向上と危機管理マニュアルの作成、家庭・地域との連携を図り、安全に安心して学び生活できる学校づくりを推進する。	教育部 学校教育課
73	青少年健全育成支援事業	学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを「地域全体で守ろう」という意識の高揚を図り、子どもたちが安全で、安心して過ごすための環境づくりを継続する。 また、「子ども110番の家」の協力者の充実を図り、青少年健全育成団体との連携を密にし、全市的な取り組みを推進する。	教育部 生涯学習文化課

(1) 子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

給付の実施に当たっては、公正かつ適正な給付を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討してまいります。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援 | ⑧一時預かり |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |